

【Reference Review 52-1号の研究動向・全分野から】

産業研究所教授 小西砂千夫

関西学院大学経済学部の紀要『経済学論究』(59巻3号、2006年3月発行)に、山本栄一教授が「経済学部・大学院経済学研究科の教育と研究－『関西学院大学経済学部70年史』編集を振り返って」という論文が掲載されている。山本教授は同学部50年史の際には、関西学院大学における財政学研究的歴史について振り返った論考をまとめており、学問研究の伝統の継続という観点についての山本教授の関心が高さを物語っている。50年史から70年史における過程で、「大衆化大学から大学のユニバーサル化」「大学教育を受ける学生意識の変化」「学生の目線にたった教育」などの変化が起きており、そのなかで学部の教育と研究の動向が変化したことが70年史でつづられている。学部教育のあり方、私立大学における研究のあり方、教員組織のあり方など、大学/学部運営における今日的課題に対する山本教授の問題意識が表れており、興味深い論考である。

小泉内閣が終焉を迎えて、この5年間の改革を検証しようとする動きが盛んである。『世界週報』(2006年4月18日号)で、加東清隆「小泉政権の「光と影」この5年間とはいったい何だったのか」もその皮切りとなるものである。そこでは、アメリカ型の市場主義、日米関係のあり方などが問題視されている。それに対して、道路公団の民営化では委員として加わった大宅映子氏は、講演録「日本をどう改革するか」(『北陸経済研究』2006年3月)のなかで、構造改革は基本的に正しいものであり、小泉内閣で全部やりきれるものではないので、今後も継続すべきという認識を示し、官任せではいけないのであって物言う国民が増えていくことに期待している。

『世界週報』(2006年3月21日号)はイギリス・エコノミスト誌の編集長ビル・エモット氏へのインタビューを掲載しており、日本経済の復活への見通し、格差拡大はいまがピークで今後は縮小の見通し、「小さな政府の追及と企業の社会的アプローチの組み合わせ」が新たなモデルとなる期待、日中関係における中国の国内問題への危惧などを紹介している。元駐日英国大使であるヒュー・コータツィ氏は、『国際金融』(1161号、2006年3月1日号)で「21世紀前半の日本の課題」という論考のなかで、「アジアでは関係改善に用意かつ迅速な方策はなく、忍耐強い外交が必要である。これからの十年間、日本はアジア諸国との関係を改善することと挑発的行動を慎むことを優先課題とする必要があるだろう。日本の政治指導者にとっての最大の課題は、硬直的な日本のナショナリズムから永久に脱出することである」とし、経済問題については、構造改革にはなおかなりの時間を要するという考え方を示している。

小さな政府論が小泉改革の柱であるが、国家と市民社会の関係は常に問われてきた課題である。柴田高好「国家と市民社会の現代理論(1)(2)」『東京経大会誌』(245・247号)は、このテーマに関する思想史的展開をまとめたものであり、参考になることが多い。

【Reference Review 52- 1号の研究動向・全分野から】

異例の金融政策を検証する

経済学部助教授 寺本益英

日銀は2006年3月9日の金融政策決定会合において量的緩和政策の解除を決定し、7月14日にはゼロ金利の解除に踏み切った。日本経済は戦後どの先進国も体験したことの無い異常事態を脱出し、ようやくデフレの出口に立つことができたのである。本稿では『ESP』2006年3月号の座談会記録「金融政策のあり方を考える」（参加者は加藤出、中原伸之、伊藤隆敏、大守隆の4氏）、福田慎一「オーソドックスな金融政策と非伝統的な金融政策」、林伴子「ポスト量的緩和の枠組みとしてのインフレ・ターゲティング」を手がかりに「失われた時代」の金融政策を検証するとともに、今後の課題を明らかにしたい。

最初に福田論文の要領よくまとめられた年表を基礎に、1999年2月以降の金融政策を顧みておこう。

日銀がゼロ金利政策をはじめて導入したのは1999年2月12日のことである。1990年代末の景気は、「過去最悪」、「土砂降り」と表現され、金融システム不安を背景とした信用収縮が進行し、デフレギャップも解消されていない極めて深刻な状態であった。そこで日銀は金融政策の操作目標とする無担保コール翌日物金利を当初0.15%前後とし、その後も潤沢な資金供給を継続する金融緩和措置をとって、景気の下支えに乗り出したのである。その結果、3月はじめにはコール金利が0.04%まで低下し、実際に「ゼロ金利」が実現した。

それから1年半が経過し、設備投資に改善の兆しがみられ、個人消費を支える雇用・所得環境が好転してきたことから、日銀は「デフレ懸念の払拭が展望できる状態になった」として、ゼロ金利解除の道を模索するようになった。ところが政府内には景気や株価の先行きに対する懸念が根強く、時期尚早という反対論が大勢を占めていた。景気の認識に対する両者の溝は最後まで埋まらず、2000年8月11日に行われた金融政策決定会合に出席した政府代表は、決定の先送りを求める「議決延期請求権」を行使する異例事態となった。結局「議決延期請求権」は否決され、日銀は政府の強い反対を押し切って引締めに転じたのである。この際、無担保コール翌日物金利の誘導目標が0.25%に引き上げられた。

座談会では当時の両者の対立をめぐり、「中央銀行のあり方」が議論されている。日銀審議委員であった中原氏はゼロ金利解除に反対し、意見の食い違いを1ヶ月かけて調整すべく議決延期請求に賛成したとのことである。そして政治からの独立性を重視しつつも、両者は十分な調整が必要であることを強調している。また加藤氏は、中央銀行の目標は原則政府が決めるべきであると主張するが、その際、選挙を意識したバイアスがかからないよう留意すべきだと説いている。さらに伊藤氏は、「中央銀行は手段について独立性を持つべきであり、目標については合意を持つことが重要」と述べている。いずれにしても、政府と日銀は連携を緊密にして政策効果を高めてゆく責務を負っていることを忘れてはならない。

日銀が2000年8月のゼロ金利解除が失敗であったことを認識したのは、2001年2月のことであった。9日の金融政策決定会合では、公定歩合が0.5%から0.35%に引き下げられた。さらに注目すべきは、ロンバート型貸出制度を新設したことである。これは日銀が金融機関の申し出に応じ、その金融機関が日銀に差し入れた担保の範囲内で資金を貸し出す制度である。短期市場金利が急上昇した場合でも、公定歩合以上にならないようにして、調達金利の理論的上限を定めたわけである。この制度は、経営

体力の低下した金融機関に緊急時の資金調達のを開くという効果を持った。さらに28日には無担保コール翌日物金利を0.25%から0.15%に引き下げ、公定歩合も0.35%から0.25%に引き下げた。1ヶ月に2度目の緩和措置に踏み切ったのは、株価が1万3,000円台を割り込み、景気の下振れリスクが一段と高まったからであった。

2001年3月19日、日銀は量的緩和政策の導入を決定する。これは金融政策の操作目標を「金利」すなわち無担保コール翌日物金利から、日銀当座預金残高という「資金量」に変更する思い切った措置であった。これによって市場には金融機関が必要とする額を大幅に上回る資金が供給され、借り手はほとんどコストゼロで資金調達ができるようになったのである。なお当座預金残高は当初5兆円程度から出発したが、徐々に引き上げられ、2004年1月以降は、30～35兆円程度になるようコントロールされた。

量的緩和政策の意義と効果に関し加藤氏は、「インターバンクに流動性を供給し、インターバンクの信用収縮を食い止めることが、銀行の貸し剥がしを防いだり、資金繰りのために保有債券を売却することを防止し、デフレを食い止めることにつながった」と述べている。他方中原氏は「金融システム不安対策も含めて経済全体が底割れするのを防ぎ、自然治癒のための時間を稼ぐことが最大の目的だった」との見解を示している。

この中原氏の意見にも通じるが、量的緩和政策の重要な特徴として、インフレ率が安定的にゼロ%以上になるまで継続する「時間軸政策」を導入した点が指摘できる。そして「時間軸政策」は2003年10月10日の金融政策決定会合において一段と明確にされた。すなわち量的緩和策の解除の条件として、①全国消費者物価指数（CPI）の前年比上昇率が数か月以上、安定的にゼロ%以上になる、②CPIが先行きマイナスになる恐れがなく、政策委員の多くがゼロ%を超える見通しを持っている、③経済・物価情勢への影響を総合的に判断するの3条件を提示したのである。

福田論文によれば「時間軸政策」は、ゼロ金利および潤沢な資金供給がしばらく続くという安心感を金融機関に与え、金融機関の流動性不安を和らげた点、さらに将来の短期金利の予測値に働きかけることにより、現在の中長期金利を低下させることに成功したと論じられている。

最後に気がかりなのは、量的緩和政策、ゼロ金利政策解除後の経済見通しと政策運営の方針である。中原氏は、緊縮財政と金融緩和の組み合わせを主張する。輸出の減速から景気が腰折れする可能性を指摘し、量的緩和は当面継続すべきであると説いている。これは福田論文で述べられているクルーグマンの主張とほぼ同じである。すなわち「時間軸政策」を一層大胆に解釈し、「デフレ懸念が払拭しても当面はゼロ金利を継続する」、「量的緩和政策をCPIの前年比上昇率が前年比で安定的にゼロ%以上になっても当面継続する」ことを公約するものである。しかしこのようなダメ押し的な緩和政策に対し福田氏は、過大なインフレが発生するリスクを懸念し、加藤氏は資産バブルを引き起こしかねないという危惧している。

金融政策の運営に関しては、「ルール」か「裁量」かが問題になる。簡潔にいうと「ルール」とは将来どのような政策をとるか事前に約束しておくスタイル、一方「裁量」とはそのときどきの経済情勢に応じて政策を決定するというものである。日銀の政策は1999年のゼロ金利移行前は「裁量」で行われていたが、上記の量的緩和策解除の3条件などは「ルール」の色彩が強い。林論文は「ルール」を支持するもので、今後の政策運営の枠組みとして達成可能性の高いインフレ・ターゲットの導入を主張する。そのメリットとして、①物価安定を具体的な数値で定義することにより、金融政策の方向性について市場に的確なシグナルを送ることができる、②インフレ目標が市場の信認が得られれば、市場の期待インフレ率を安定化する効果もあることを挙げ、これは日銀と市場のコミュニケーション

を円滑にして金融政策の独立性の確保に結びつくことを強調している。

確かに最近の実証研究では、「裁量」による政策運営よりも「ルール」に基づく方が効果的であることが解明されつつある。しかし「ルール」を採用するにしても、物価指数として消費者物価指数を使用するか、企業物価指数を用いるか、あるいはGDPデフレーターを利用するのが好ましいのかといった問題は残るし、GDPギャップの推計方法にも諸説がある。様々なマクロ指標に気を配りながら、総合的な判断のもとに「ルール」を適用する姿勢が要請されている。

【Reference Review 52-2号の研究動向・全分野から】

産業研究所教授 小西砂千夫

小泉改革を振り返って

御厨貴「小泉以前と小泉以後」『日経研月報』（2006年5月号）は、世論を権力基盤に置いた小泉政権は派閥の機能を変化させ、政治の質を急激に変えたと指摘している。小泉首相をさして「この人は基本的なところでものを知ろうと致しません。小泉さんは戦略的に余り多くのことを知ってははいけないと考えています」と述べ、歴代政権との違う特徴をそのように表現している。そうした改革の反動として、タブーがなくなったことで、パンドラの箱が空いてしまったこと、国家観の欠如下で改革だけが進んだことの後遺症という問題もある。小泉改革はニヒリズムの改革であり、「破壊の改革が今後もずっと続いていくとすれば、ちょっとみな足踏みせざるを得ないという感覚が出始めるのだと思います」と、今後の改革についてもコメントしている。

『東洋経済統計月報』2006年6月号は、「「小さな政府」めざし行革に邁進」という特集を組み、小泉内閣における改革課題の整理を行い、関係統計を示している。

自由貿易協定について

自由貿易協定（FTA）に関する論文も多い。『ファイナンシャル・レビュー』2006年4月号には、浦田秀次郎「日本のFTA戦略」や、深川由紀子「日韓自由貿易協定（FTA）交渉再出発への課題」などの論文が掲載されている。浦田論文は、日本が経済力を高めていくためには、特定の国との間で貿易を自由化するFTAが重要であると指摘する。日本にとって東アジア色を中心にしたFTAへの関心が高まっている反面で、農業分野などからの国内の反対の声が多いことが障害になっているものの、長期的な利益という観点ではFTAの推進は不可欠であるとしている。深川論文は、韓国が対日貿易不均衡への伝統的懸念を払拭できなかったことや北朝鮮問題によって日韓間の乖離が拡大したことで、日韓のFTAはいったん交渉が膠着状態に陥った。しかし、それを立て直す必要は多く、そのための課題を示している。

地方公共団体への監査の課題

夕張市の財政破たん問題は、結局のところ、夕張市の行っていた不適切な財政処理が明るみにならなかったことで、必要以上に負債額が累積し、債券に向けての課題が重くなったことによる。会計操作がなければ、もっと早い時点で再生手続きに入っており、再建へのめどは立ちやすかったことは明らかである。そうした事件の再発防止のためには、地方公共団体の監査のあり方を見直して、決算統

計そのものの第三者チェックが不可欠となる。

『自治フォーラム』2006年5月号は「監査制度を考える」との特集の中で、小関勇「地方公共団体のあり方と課題」、碓井光明「自治体監査制度の問題点」、石川恵子「地方自治体の監査制度の現状と課題－英国とわが国との比較を通して」などの論文を掲載し、監査制度を深化させていく上での課題について論究している。もっとも、おそらく夕張問題が発覚する前の時点で執筆された論文であることから、それに何も触れられていないのは残念であるが、監査制度の充実が、今後重要であることは論を待たない。関連した内容では、廣瀬淳子「アメリカにおける行政評価と行政監視の現状と課題－GAOとCIAをめぐる最近の状況から」『レファレンス』2006年5月号も興味深い。

地域ブランド型企業の展開

佐藤はるみ「六花亭ブランドの形成－幸運とマーケティング戦略のマッチングが育てた北海道ブランド」『産研論集』（札幌大学、31・32号、2006年3月）は、帯広に本拠のあり、北海道を古典に強いブランド力を誇っている六花亭の企業展開について概観しており興味深い。関西学院大学産業研究所では、現在、北海道中札内村についての地域研究を続けており、六花亭もまた中札内と縁の深い企業である。

【Reference Review 52-2号の研究動向・全分野から】

スローなマーケティングにしてくれ

商学部教授 新倉貴士

いわゆる顧客満足（CS）の最大化を目的とするマーケティングに、このところ少々の動きがみられます。一般に、顧客満足は「 $CS=B/C$ 」で捉えられています。「B」はベネフィット（便益）で「C」はコスト（費用）、要するに「コストパフォーマンス」と呼ばれているものです。ところが、実はこの計算を想定することがかなり難しいのです。

購買の決断を心理的に考察する「消費者の購買意思決定」の研究では、この「コストパフォーマンス」の繊細さをどう説明するかに焦点を当てます。ノーベル経済学者のKahnemanの流れを汲みながら、状況要因の影響を捉えるコンテキスト効果に着目した研究が、立教大学の都築誉史教授他の「購買意思決定において参照される商品属性に関する探索的分析」（『応用社会学研究』No.48、2006年3月）などで積極的に行われています。状況次第で顧客の満足は変わってしまいます。「Market Place」から“Market Space”へ」と叫ばれるように、リアルな消費市場からバーチャルな消費空間への相対的移行に伴い、購買意思決定の各ステップにも変化がみられます。従来の「AIDMA」（Attention（注意）→Interest（関心）→Desire（欲求）→Memory（記憶）→Action（行動））から、インターネットを利用した検索や比較、「ネット・コミュニティ」による情報共有を盛り込んだ「AISCEAS」（注意→関心→Search（探索）→Comparison（比較）→Examination（検討）→行動→Share（共有））へと認識が変わりつつあります。こうしたなか、専修大学の新井範子教授の「ネット・コミュニティにおけるソーシャルキャピタル」（『専修経営研究年報』、第30号、2005年）では、ネット・コミュニティの価値をソーシャルキャピタル概念から捉え、信頼・互恵性・ネットワークの相互

作用が、その価値を高めていくと論じています。

購買意思決定のあり方や、そこに影響を与える状況や社会の変化を睨みながら、実務の現場では、マーケティング戦略に修正が加えられていきます。製品戦略では、函館大学の韓文熙講師の「カテゴリー創造のマーケティング戦略」（『函大商学論究』、第38輯、第1・2合併号、2006年3月）で主張されるように、市場環境の進化がダイナミックに進み「クロス・カテゴリー化」が進展し、「Lateral Marketing（水平思考のマーケティング）」や「Blue Ocean Strategy（ブルー・オーシャン戦略）」を超えた「カテゴリー創造のマーケティング戦略」が必要とされています。流通戦略では、カテゴリーの集計を品揃えとして捉える小売業者のあり方が注目されています。小売業者のもつ「購買力」概念に基づく小売業者の再編問題を論じた、青山学院大学の三村優美子教授の「流通取引慣行と大型小売業の購買力問題」（『青山経営論集』、第40巻第4号、2006年3月）に、今日の日本の流通事情がよく示されています。

こうしたマーケティングの対象やマーケティングの戦略ツールが変化するなかで、全体像としてのマーケティングそれ自体も変わりつつあるようです。中央大学の三浦俊彦教授の「スロースタイル・マーケティング」（『クレジット研究』、第36号、2006年3月）では、LOHAS（Lifestyles of Health and Sustainability）やスローライフスタイルの重要性に着目して、従来型のファスト・マーケティングから、高関与で自己実現的なマイスタイル消費を行い、さらに自己超越欲求を実現するために環境や健康を配慮する消費者を前提とした「スロースタイル・マーケティング」が提唱されています。コストパフォーマンスをじっくりと比較・検討し、ゆっくりと時間をかけて情報を共有し消費を味わうという、そんな消費者のニーズを代弁するなら、「スローなマーケティングにしてくれ」ということでしょうか。

【Reference Review 52-3号の研究動向・全分野から】

産業研究所教授 小西砂千夫

格差社会についての論争が続いている。わが国の所得格差の拡大は、大半が高齢化によって説明されるものの、現実に所得階層の分離が起きており、それが社会不安にまで及ぶという見方は依然強い。また、格差社会は小泉流の市場主義的改革の反作用ととらえる向きもあることから、格差拡大は見せかけであるという意見や、たとえそれがあったとしてもよい格差拡大もあるという意見や、再チャレンジの機会があれば格差社会は問題視すべきでないという意見もある。格差社会について楽観視すべきではないという意見を中心に紹介すると、八田達夫「税制改正と格差拡大」『税務弘報』2006年9月号、川北隆雄「経済格差は幻想か」『租税研究』2006年8月号、大竹文雄「格差」意識の日米比較から見えるもの」『エコノミスト』2006年8月8日号、大沢真知子「格差社会を超えて」『生活経済政策』2006年7月号、「格差の世紀：Global Gap（Cap）italismを誰が止めるか」『Nikkei Business』2006年7月10日号、がある。

これも一種の格差社会といえるものに夕張市の財政破たん問題がある。田中泰義・横田愛「地方財政の疲弊は目を覆うばかり」『エコノミスト』2006年8月8日号がある。この論考に限らず、夕張市の財政問題を、地方財政の全体的な悪化と絡めたり、地方財政制度の不備や財政指標の問題に求めるケースが多いが、地方財政が悪化することと、財政破たんの状態に陥ることは同じではない。貧しい

から自己破産することは同じであるとはいえないからだ。ましてや財政指標の問題でも、破たん法の問題でもない。それらがあっても夕張市のようなケースは再発を防げないからだ。有橋の問題の再発防止は、決算統計の正確性を担保することによってのみ可能であり、問題の本質を見逃した議論が多いのが夕張問題の特徴であるように思える。

地方自治や地域経済関係では、都市環境に関する論考で興味深いものがある。名古屋市の事例を紹介したものとして、西田秀明「市民・事業者との協働によるゴミ現象の取組み」『都市問題研究』58巻6号、所沢市のダイオキシン問題を取り上げた、芝田秀幹「市民運動と自治体の環境政策：埼玉県所沢市ダイオキシン問題をめぐる公害調停と行政訴訟」『産業総合研究』14巻、2006年3月号、八王子市の環境政策に関する、田中廣滋「持続可能な地域環境計画と地域環境評価：八王子市における地域環境評価分析をベースとして」、大牟田市の環境政策を取り上げたものとして、山本健児・西澤栄一郎・増田壽男「エコタウン事業の理念と現実：大牟田エコタウンを事例として」などがある。

道州制は、第28次地方制度調査会が取り上げ、小泉内閣では北海道道州制特区として改革の一環として取り組まれたが、安倍内閣では道州制の検討が改めて担当大臣の下で検討されることとなった。その一方で、専門家のなかでは積極論者だけでなく、地方分権を進めるなかでも、道州制は特に先行させる議論ではないという論調も目立っている。佐々木信夫「道州制導入の意義と税財政上の課題」『税』2006年7月号は、基本的に道州制の導入に前向きであるが、そのなかでもっともやっかいな問題とされる税財政の課題を取り上げ、道州制の具体的な制度設計についての留意点を指摘している。また、第28次地方制度調査会の専門小委員会委員長である、松本英昭「道州制について：地方制度調査会の答申に関連して（1）～（4）」『自治研究』82巻5号～8号は、道州制に関する議論を鳥瞰できる貴重な論考である。

【Reference Review 52-3号の研究動向・全分野から】

まちづくり三法改正をめぐる議論

経済学部助教授 小林伸生

1998年の中心市街地活性化法、都市計画法の改正、および2000年に大規模小売店舗法（大店法）に代わって施行された大規模小売店舗立地法（大店立地法）は、「まちづくり三法」と称され、大型小売店の出店・立地にかかわる基本的な指針となってきた。これらの制度は基本的に、1990年代初頭の日米構造協議における日本の流通構造の改革に対する外圧の強まりの中から生まれてきたものであったこともあり、大店法時代と比較すると、大型小売店舗の立地規制がかなり緩和された内容であった。そして、出店規制の実質的緩和に対する相殺措置として、中心市街地に対するてこ入れを支援したのが中心市街地活性化法であり、また各地域の実情に合った都市計画の実現に向けた地方自治体の裁量強化の方向を位置づけたのが、改正都市計画法であったと見る事が出来る。

これらの3法のうち、都市計画法および中心市街地活性化法の再改正がこの春の国交で行われた（改正都市計画法5月31日、改正中心市街地活性化法6月7日公布）。今回の改正は、端的に言えば都市計画の非線引き地域に対する大規模集客施設の立地規制の強化、および中心市街地における単なる商業の活性化にとどまらず、福利施設や居住機能など、多面的な市街地整備促進へと軸足を移してい

る点に特徴がある。その意味で、高齢化および人口減少社会に対応した効率的な都市機能整備の実現に向けて国が唱導する「コンパクト・シティ」を具現化するための改正と見る事が出来る。また商業立地政策という観点からみると、日米構造協議以後規制緩和を継続してきた政策路線の転換と見る事が出来る。

これらの改正に関して、様々な立場からの見解が示されている。本学商学部の石原武政教授は「まちづくり三法見直しの意義」（流通情報2006年6月号）の中で、今回の改正は、わが国が初めて都市計画的な観点からの出店調整を試みた旧都市計画法が、大型店の郊外立地に対してほとんど実効性を持たなかった点への対応であることを指摘している。そして今回の法改正は総合的な都市計画・土地利用計画の視点からなされているものであり、商業立地のみを対象としたものではないこと、また無秩序な郊外開発に対する規制を強化したものであり、競争そのものを否定するものではないことを指摘している。また、東京工業大学大学院の中井検裕教授は「中心市街地の活性化と都市計画の見直し」（国土交通2006年8月号）の中で、今回の法改正がここ十数年続いてきた都市計画制度の規制緩和圧力に対する歯止めとなることに関して評価をしつつ、経済成長や人口増加を前提とした時代のマスタープランの改正や、改正の中での広域調整のスムーズな実現に向けた、都道府県のイニシアチブによる市町村との事前協議による広域調整の必要性を指摘している。

一方、今回の法改正に関しても問題点を指摘する意見も見られる。信金中央金庫の長山宗広氏は、「まちづくり三法改正の動向～信用金庫に求められる中心市街地活性化策～」（信金中金月報2006年7月号）の中で、今回の中心市街地振興策が、都市機能のソーシャルキャピタルとしての価値保全の側面に重点が置かれ、ビジネス機会やイノベーション創出の場としての位置づけが弱い点に関して懸念を示している。また未来生活研究会理事の横山耕治氏は「まちづくりの視界ゼロ、関連法改正がもたらす近未来」（世界週報2006年7月11日号）の中で、今回の改正で規制の対象外となった1万㎡以下の集客施設の立地の増加や、国の「選択と集中」推進の大義名分の下で、多くの都市の中心市街地が支援対象外となることに対して強い懸念を示している。

今回の改正は、市場原理のみでは最適解が得られない商業集積のあり方に対して、街づくりの観点から適切かつ実効性のある誘導を目指したという点で注目されている。とりわけ都市計画や地域政策等を専門領域とする有識者からは、必要最小限の条件整備ながらも肯定的な評価が支配的である。反面、事業機会の確保を求める商業界を代表とする有識者からは、未だ不十分との意見が支配的である一方、経済活動のダイナミズムを重んじるエコノミスト、経済学者等からは、規制の強化が小売業の活力を損ねることに関する懸念が示される等、規制強化・緩和の両側面から批判が存在する。こうした議論に客観性を与える研究動向を見ると、規制に関する諸外国との制度比較や、立地規制の強化・緩和がもたらす経済効果・ロス等に関する研究はある程度進展してきている反面、市街地の小売業者自身の経営革新のあり方や、市街地に新しいプレーヤーを呼び込むための戦略等、中小小売事業者や商店街の経営革新に関する議論は、事例の紹介等が中心となっており、依然として乏しい。

まちづくりの観点からの規制の必要性を隠れ蓑にしつつ、既存事業者の事業機会の確保を正当化する論理が復権するようでは、市街地商業の再活性化は到底期待できない。経営革新による魅力付けのあり方や、それによる市街地商業集積の活力創出のあり方に関して、単なる事例紹介に留まらない、研究の進展を待望する。

【Reference Review 52-4号の研究動向・全分野から】

産業研究所教授 小西砂千夫

格差社会について

大竹文雄「日本の不平等—格差社会の幻想と未来」『日本貿易会月報』（2006年9月、640号、講演録）は、1980～90年代に日本では格差の拡大が生じたこと、日本は先進国でも比較的格差の大きい国であり、格差の進行が比較的速いこと、特定の人だけに高い賃金を払うアメリカやイギリスに似ていること、年齢で見ると40歳を過ぎてからの格差が大きいこと、そして将来、その格差はさらに拡大すると予想されることで格差への実感が大きいことなどが指摘されている。

財務省の広報誌である『ファイナンス』の2006年9月号は、寺井順一「わが国の経済格差の実態とその政策対応に関する研究会」報告書について」で研究会の成果を紹介している。ここでは、格差の拡大の実態というよりも、格差を前提とした租税政策や社会保障政策のあり方が検討されている。

『CEL』2006年9月号は「生活者の格差論」という特集を組んでおり、そのなかでいくつかの興味深い論考を収録している。猪木武徳「所得格差は何故問題なのか—論議の意味と背景—」は、格差がどのような意味で問題になりうるかについて、さまざまな観点から検討している。安倍内閣の経済財政諮問会議の民間議員である八代尚宏氏の「格差固定化の防止にはいっそうの構造改革を」では、いっそうの構造改革を進めることで経済の拡大均衡を通じて格差を是正するべきであるという見方を示している。塩沢由典「格差社会へのもうひとつの政策視点」も見方は違うが、格差拡大への対応は、新しい産業創造を容易にすることと、職業転換を助けることであるとし、経済の柔軟性の維持が重要であることを指摘する。それらに対して、神野直彦「格差社会を克服する社会保障体系」では、小さな政府が格差社会を生んでおり、小さな政府が経済の活性化を阻害しないことを論証しつつ、地方自治体の現物給付と社会補償基金・中央政府の現金給付をセットにして社会的セーフティネットを張ることが格差社会から脱出する道であると指摘している。

一方、宮寺由佳「格差社会における貧困の固定化と社会福祉—スウェーデンの失敗—」『生活経済政策』2006年9月号は、スウェーデンの事例から、「就労支援を重視した公的扶助の施策が、貧困が固定化された層に対しては、必ずしも有効でない」という見方を示している。

WTO 交渉ドーハ・ラウンド

『経済の進路』2006年10月号は、「暗礁に乗り上げた WTO ドーハ・ラウンド」は、ドーハ・ラウンドの難航ぶりをコンパクトに紹介している。また、奥和義「WTO 交渉（ドーハ・ラウンド）をめぐる諸問題」『関西大学商学論集』（51巻1・2・3合併号、2006年8月）は、ドーハ・ラウンドにおける交渉の難しさを紹介している。

山浦広海「ドーハ開発アジェンダの交渉中断と WTO 交渉の再建」『貿易と関税』2006年9月号は、「2006年7月27日に正式に無期限、無条件で交渉全分野が即時に中断」されることとなったドーハ・ラウンドの再構築に向けて、主要な対立点の整理、交渉による想定妥結点、交渉の再建のための基本ルールの構築の必要性、交渉中断の悪影響など、多面的に詳細に検討している。同誌に掲載された、笠井清美「WTO 新ラウンド交渉の早期再開に向けて—経済界から見た再開の意義と今後の課題—」は、経済界からどのような働きかけがされ、見て再開の必要性は高く、再開に向けての課題などについて言及されている。

【Reference Review 52-5号の研究動向・全分野から】

経済学研究科教授 小西砂千夫

日本経済は長期不況から脱出し、明るさが見えているという見方がされてきているが、野口悠紀雄「20世紀型産業国家の没落」『エコノミスト』（2006年12月19日号）は、それを強く否定し、一人あたりのGDPがヨーロッパの最貧国にも追い抜かれ、構造改革に立ち遅れた古いタイプの産業国家となった現在ではかつてのような賃金上昇は望めず、今後の見通しは暗いことを指摘している。

伊藤滋「小泉政権下での都市再生・地域活性化」『地域開発』2006年12月号は、小泉内閣における「都市戦略チーム」の座長として5年間の活動を支えてきた経緯が記されている。都市再生にさほど関心のない総理をその気にさせるまでの経緯や都市再生プロジェクトがハードからソフトに内容が転換する経緯などが記されており、興味深い。同雑誌の同号に掲載されている大西隆「首相演説に見る都市政策・地域政策—新政権への期待」は、「期待」としながら、安倍政権に対しては都市再生に対して必ずしも十分な熱意が感じられないことに注文をつけている。

小泉政権から安倍政権に交代したことを機に、改めてアメリカ型の新自由主義をよしとすべきかどうかについて問題提起がされているように、多くの論文が新自由主義について取り上げている。もっとも以下で紹介するように、そのほとんどは新自由主義に対する批判的なものが多く、安倍政権を機会に方向転換がされることに期待が寄せられているとも読み取れる。

まず、『経済』2007年1月号の特集「新自由主義」と現代経済学」では、屋嘉宗彦「アダム・スミスの「資本投下の自然的順序」論と自由貿易論」は、アダム・スミスが現代の新自由主義に通じる経済学の基礎を築いた者と評価されていることに対して疑問を呈し、むしろ重商主義のような自由貿易に対して懐疑的であり、「スミスの自由貿易論は、現在、称揚されているところの、国際分業の徹底をめざすグローバリズム論とはまったくその内容を異にするものと言えよう」と評価している。新自由主義に対する批判的な論調は多く、代表的なものに、金子勝「新保守主義としての安倍政権」『生活経済政策』119号、2006年12月、がある。また、神野直彦「新自由主義に突き進んでいいのか」『エコノミスト』2006年12月25日号は、イギリスがサッチャー時代に採用した経済政策に対して厳しい評価を下し、現代日本において市場主義と伝統的国家主義の組み合わせである新自由主義の道を取り続けるのは「罪悪である」とまで評している。矢作弘「ヨーロッパを規範にして経済社会のかたちを考える」『経済開発』2006年12月は、大きな政府をめざす「ヨーロッパ型の公共空間を志向する」べきであるとしている。

『ESP』2006年10月号は、「防災リスクの経済分析」という特集を組み、災害に強い経済社会の実現などの課題に向けてさまざまな論考が展開されている。都市経済学では市場メカニズムでは解決できないいくつかの問題がキーとなるが、防災への備えもまたその一つであろう。また地域防災力の向上に関する取り組みなども紹介されており、興味深い。

【Reference Review 52- 5 号の研究動向・全分野から】

迷走する少子化対策

経済学部准教授 西村 智

少子化対策がはじまって約16年が経つが、出生率は下がる一方である。ここ最近では、出産育児一時金、出産手当金の増額、児童手当の拡充とやっつきばやに少子化対策が打ち出されているが、子ども向けの公的支出は欧州各国に比べると低く「政策あれども財源なし」状態である。一方、家計が負担する子育て費用は、ゆとり教育の影響もあって増加傾向にある。子育ての金銭的負担は依然として家族に重くのしかかっている。

『エコノミスト』（2006.12.5）では、「子育ての値段 老後の値段」と題して、一生涯に子どものいる世帯が必要とする諸費用、それらの経費節減のための家計のリストラ対策について特集を組んでいる。それによれば、子ども一人を大学卒業まで育て上げるのにかかる費用は2500万から4000万（AIU 保険2005年調査）。マンションが一戸買える値段である。なかでも最大の出費は教育費である。「子どもの将来のために精一杯のことをしてやりたい」、「子どもに残すべき財産はお金より教育」、そんな社会の風潮は、高い教育費問題と相まって、産むか産まないかの選択をさらに難しいものになっている。実際、子どもを持たない理由の第1位は「子どもを育てるのにお金がかかるから」である。

ところで、本気で少子化を食い止めたいのであれば、子育ての負担感（マイナス面）をせめて子どもから得られる喜び（プラス面）によって相殺されるレベルにまで落とさなければならない。しかし、それには子育てを社会化し、公的支出を増大させる必要がある。しかし、前述のように、わが国では子供向けの公的支出に消極的である。「老後は誰にでも訪れうる」。これは老後のリスクを社会化する最大の根拠である。一方、子育てについては「子どもを持つ人と持たない人がいるので、社会化する必要はない」とされるために社会化が進まない。しかし、老後のリスクを個人に帰属させるように、子ども時代のリスクも個人に帰属させる考え方もできよう。つまり、「誰しもが子どもであった」と考えれば、子育て費用を社会化することに説得性がでる。これに対して「子どもを持つ者は子どもから喜びを得ているので、子育て費用は両親が負担すべきである」という反論がくるだろう。しかし、子どもができない場合を除けば、子どもを持つ、持たないは個人の自由な選択の結果である。より大切なことは、どちらを選択しても損得が生じない、個人の意思決定に中立的な制度設計である。わが国の少子化政策にはこのような中立性を重視する発想がなかったために、子どもを持つことによる不公平感が大きくなり、出生率が低下してきたのではないだろうか。

では、どのように子育て費用を社会化すればよいのだろうか。

東条正美「独り者に厳しい『独身税』が世界の潮流に 先進国では少子化対策にも」『世界週報』（2006.12.5）は、独身者への税金を重くする「独身税」に肯定的である。独身税は、子どもを持つ世帯と持たない世帯との間で生じている不公平感の是正にはつながるであろうが、独身でいることのペナルティを制度化することは、結婚におけるわたしたちの自由な選択を歪める可能性があり、理念上の問題が残る。

また、白石真澄「子育ての社会化のために今、なすべきこと—保育サービスの普遍化のために『直接契約制度』の導入を」『地域開発』（2006.12）は、子育ての社会化のためには、まず官民間の競争条件を整えることにより保育サービスの向上を図り、どの親にとっても利用しやすい保育サービスを提供することが大切だと主張する。現行の保育が官製市場であるために競争条件が整わず、利用者の

ニーズにあったサービスが提供されていないからである。競争原理により保育サービスを利用しやすくすることは、費用対効果の観点から評価できる。しかし、保育、教育分野に競争原理を持ち込むことで、所得階層による格差が問題とならないよう細心の注意を払う必要もある。また、白石は、子育て費用を社会化するために「育児保険」の導入を示唆しているが、育児保険も子育て費用のリスクを親に帰属させるので、やはり個人の結婚、出産の決定に対して中立的だとはいえない。中立的であるためには、子どもの向けの公的支出を国家予算に計上する方がよいのではないだろうか。

【Reference Review 52-6 号の研究動向・全分野から】

経済学研究科教授 小西砂千夫

日本経済の回復基調が明確になり、安倍内閣が発足してしばらく経過すると、小泉内閣の下での改革への評価や安倍内閣の改革姿勢への批判が多く見られるようになった。竹中平蔵慶応大学教授が、改革によってむしろ格差は是正されている意見を表明する一方で、市場主義への批判は相当根強いものがある。

まず、『ESP』2006年12月号は、「日本経済システム改革への経済学的視点」という座談会のなかで、1980年代以降の日本経済の変化を振り返った上で、金融市場の構造変化やIT化の影響などについて意見を交わしている。そのなかで、池尾和人慶応大学教授は長く貯蓄不足であった意識が残って「貯蓄をして預金をしているだけで、それなりにリターンがあってもいいのではないか」という感覚がいまでも根強い「リスクテークをうまくやったり、お金を出しても買いたいと思うような立派な知恵を出したりすることについて、日本の金融サービス業のスキルは高まっておらず、資金のアベイラビリティという意味の資金のアロケーション（配分）に、まだまだ中心であるようなビジネス手法である」という点で、あまり代わり映えしていない」と述べている。さらに池尾教授の指摘によれば、「ある種の職業倫理や商道徳が内面か」されるなどして制度的基盤としての取引ルールの確保について、楽観的な見方が市場主義、そうでない見方が反市場主義ではないかという見解を示している。

次に、竹内啓「改めて問う 何のための「改革」なのか」『エコノミスト』2007年1月23日号は、自由化、市場化の方向への改革に疑問を示している。「自由化」「市場か」をスローガンとする「改革」を求める人々は、結果としての経済成長のみを求めているのではなく、より根本的な理念あるいは哲学に立っているように思われる。それは「市場における競争は善である」というア・プリオリ（先験的な）仮定である」とし、そのような新自由主義的な考え方は、アダム・スミスやジョン・ステュアート・ミルの自由主義とは異なり、ハイエクとも異なるものであり、リバタリアリズム（市場至上主義）であると指摘している。また、福祉国家を自明のように否定していいのかと疑問を呈している。

また『エコノミスト』2007年1月9日号に掲載されている宇沢弘文「市場原理主義の跳梁を許さず 真にゆたかな国をつくれ」は、アメリカで起きた「市場原理主義が、小泉政権の5年間に日本にも全面的に輸入され、日本社会は、戦後60年を通じて最大の危機を迎えている」と、市場至上主義に対して強い警鐘を鳴らしている。

『経済セミナー』2007年1月号は、経済財政諮問会議の新旧の民間議員である吉川洋東京大学教授と伊藤隆敏東京大学教授の対談を掲載している。そのなかで、経済財政諮問会議の性格は担当大臣と

いうよりも総理大臣のリーダーシップで大きく変わるものであり、日本経済の舵取りにかかる大きな政策方針について、積み上げでなく大胆な意見展開が可能な場である、という意味のことを吉川教授が述べている点は興味深い。また両教授ともに、経済学の訓練を受けた目線で、具体的で込み入った課題に対して経済学的に筋の通った論理を展開する必要性を強調し、経済財政諮問会議が果たしてきた役割を評価している。

【Reference Review 52-6号の研究動向・全分野から】

ワーク・ライフ・バランスとテレワーク

総合政策学部教授 古川靖洋

近頃、従来のような仕事一辺倒で、家庭生活を犠牲にする働き方から、仕事と家庭生活の両立を目指した働き方への転換、即ち、「ワーク・ライフ・バランス」が、複数の分野で紹介され始めている。本稿では、ワーク・ライフ・バランスの効果と、その実現のための一方策であるテレワークについて、いくつかの研究を紹介してみたい。

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和ある働き方」のことで、1990年代にアメリカで注目され始めた。元80年代に、働く女性を対象とした保育サポートを中心する施策であったが、その後、その対象があらゆる人々に広げられ、仕事と私生活の調和に関するニーズに柔軟に対処しているという施策につながっていった。具体的には、育児だけでなく、高齢者・障がい者の介護やキャリアアップのための、個人に対する援助・支援などがそれに当たる。

Rapoport & Bailyn (Rapoport, R. & Bailyn, L., *Relinking Life and Work: Toward a Better Future*, A Report to the Ford Foundation, 1996.) は、仕事と私生活のバランスは、ゼロサムではなく win-win の関係をもたらす方策だという考えに基づき、大々的な調査研究を行なった。彼らは、この研究において、「仕事と私生活の分離は、経営目標と従業員個人の目標の双方を蝕み、業務の効率性と家庭生活にともに悪影響を及ぼす」、「仕事と私生活の統合に反する古くからの因習や文化的信念を取り去る過程において、従業員たちはより創造性を発揮する」、「仕事と私生活の統合を導く方法を構築することで、従業員はニーズを満たし、企業はよりよい財務成果を得ることができる」などということを見出している。つまり、ワーク・ライフ・バランスの充実が、企業だけでなく、個々人の生活にとってもプラスに作用し、win-win の関係をもたらすことを示したのである。

山口（山口一男「夫婦関係満足度とワーク・ライフ・バランス」『季刊家計経済研究』No.73, pp.50-60, 2007.）は、ワーク・ライフ・バランスを主として企業の雇用のあり方や労働市場のあり方の改革を通じて、人々が柔軟に働ける選択の余地を広げようという側面からではなく、柔軟な働き方を通じて職業生活も家庭生活もともに充実した満足のいくものにしようという側面から捉えている。つまり、この趣旨に従えば、企業を中心とした生活よりも、個人や家庭を中心とした生活に重きがおかれることになる。そして彼は、パネル調査データを使用した回帰分析より、夫婦共有の主要生活活動（例えば、休日のくつろぎや家事、趣味、平日の食事、くつろぎなど）の数をはじめ、夫婦の平日の会話時間、夫婦の休日共有生活時間総計、夫の育児分担割合など夫婦の共有するワーク・ライフ・バランスに関する変数が、夫婦関係の満足度に大きく影響していることを見出している。つまり、ワー

ク・ライフ・バランスを充実させることにより、家庭におけるストレスが減少し、より柔軟に働ける社会を実現することができる」と結論づけている。

ワーク・ライフ・バランスの効用についての研究例は上述したとおりであるが、ワーク・ライフ・バランスを実現し充実するための一つの方策として、注目されてきたのがテレワークである。

テレワークとは、「情報通信機器の活用を前提として、従来の職場空間とは異なった空間を労働の場を含みながら、業務として情報の製造および加工の全部あるいは一部を行なう労働形態」（佐藤彰男『テレワークの社会学的研究』お茶の水書房、2006）のことで、政府はこれを推進することによって、個人はそれぞれの置かれた状況に応じて、多様かつ柔軟に働くことが可能となると考えている。具体的には、「育児や介護」と「仕事」との両立により、個人の仕事に対する意欲が高まったり、家族との共有時間の充実により、豊かな生活が送れるようになるだろうと推論している。政府は、2007年5月にIT戦略本部からテレワーク実施に対するアクションプランを発表し、2010年までに就業者人口の2割がテレワークによって業務を行なえるようにすることを目指している

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai41/41siryou5.pdf>)。

（社）日本テレワーク協会（社団法人日本テレワーク協会『在宅勤務の推進のための実証実験モデル事業報告書』社団法人日本テレワーク協会、2006）は、テレワーカーに継続的にアンケート調査を実施し、相関分析を用いて、テレワークの実施が個人ならびにチームの生産性向上に結びつくことを見出している。テレワークの実施は、テレワーカーの管理・評価の難しさや彼らの孤立感、コミュニケーション不足などのデメリットを生み出す。これを懸念するためか、調査時点では、テレワークは広範囲では実施されていなかった。一方、テレワークは、ワーク・ライフ・バランスを充実するという目的を達成するものだという結果も同時に得ている。それ故、テレワークは、今後ますます魅力的な施策になりうると考えられる。ただ、そのためには、現行の「みなし労働時間制度」だけでは不十分で、業務内容によっては「ホワイトカラー・エグゼンプション制度」の導入をも視野に入れた制度改革が将来的には必要となるだろう。